

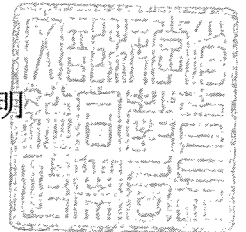


30 受文科教第 48 号
平成 30 年 10 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
公立学校共済組合事務局長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
文部科学省各独立行政法人の長
スポーツ庁各独立行政法人の長
文化庁各独立行政法人の長

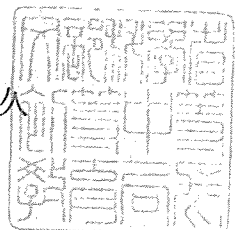
殿

文部科学省総合教育政策局長
清水 明



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久



(印影印刷)

平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子供の生命が奪われるなど
重大な事件も後を絶たない状況となっています。このような状況を受け、厚生労働省の主
唱により、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防

止対策への取組を推進するため、平成 16 年度から 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成 30 年度においても、別添 2 の「平成 30 年度『児童虐待防止推進月間』実施要綱」に基づき、11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組が全国的に実施されることになりました。

つきましては、貴職におかれましても、この月間が所期の目的に沿って実施され、国民各層の児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう、下記に掲げる児童虐待防止に資する取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

あわせて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について（通知）」（平成 30 年 7 月 27 日付け 30 文科生第 332 号、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局連名通知）（別添 3）を踏まえた積極的な対応についても、引き続きお願いします。

また、所管の機関及び学校又は域内の市町村の教育委員会に対し、本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。本通知に関しては、その内容について厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

記

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間において、教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校が、関係機関等と連携の上、例えば、以下に掲げる取組について実施又は実施状況を確認すること。

1. 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修を実施すること。その際、教育委員会等又は学校においては、「児童虐待防止と学校」、「養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」等の教職員用研修資料を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めること。

2. 学校等の間の情報共有について

進学・転学の際の学校等の間の情報共有の推進のため、「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」（平成 27 年 7 月 31 日付け 27 文科初第 335 号、文部科学省初等中等教育局長通知）（別添 4）を踏まえ、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

3. 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

各学校において、日常の幼児児童生徒の心身の状況の把握、スクールカウンセラー・ス

クールソーシャルワーカーによる主体的活動，教育相談，健康診断を通じて，児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。教職員が点検を行うに当たっては，1. に記載の研修資料における「児童虐待を疑うポイント」を踏まえながら行うことや，学校が就学時の健康診断を実施する際には，「虐待リスクのチェックリスト」（別添5）を活用することが望ましい。点検により，児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には，速やかに，市町村，児童相談所等に通告すること。

この際，虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや，法の趣旨に基づくものであれば，その通告が結果として誤りであったとしても，そのことによって刑事上，民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと，また，保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

4. 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において，児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて，市町村，児童相談所等の担当者との間で，児童虐待の通告，情報提供，緊急時の対応等について，通告時の連絡先，提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

また，学校における児童虐待の未然防止，早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため，校務分掌に児童虐待対応を位置付け，学校における児童虐待防止対策に係る担当者を明確化するなどして，組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに，スクールソーシャルワーカー等の配置を推進すること。

あわせて，児童虐待に係る通告の対象となった幼児児童生徒について，通告後に市町村又は児童相談所に対し，定期的な情報提供を行うときは，「学校，保育所，認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」

（「学校，保育所，認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け府子本第760号，30文科初第601号，子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官，文部科学省初等中等教育局長，厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別添資料）（別添6）を踏まえ，適切な運用に努めること。上記の定期的な情報提供を行っている場合であっても，学校等において，不自然な外傷，理由不明又は連絡のない欠席が続く，幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた，帰宅を嫌がる，家庭環境の変化など，新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは，定期的な情報提供の期日を待つことなく，適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

特に，国立及び私立の学校においては，児童相談所長等に対する児童虐待の防止等に関する資料等の提供に係る規定（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4）が，平成28年10月1日より施行されたことを踏まえ，児童相談所等との連携・協力について必要に応じて確認を行うことが望ましい。

5. 啓発資料等の活用

体罰によらない育児が推進されるよう、教育委員会及び学校等において、「子どもを健康に育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(別添7)等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

6. 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握への協力

厚生労働省が平成30年7月20日に各都道府県等に対して発出した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について」(平成30年7月20日付け子家発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づき実施される調査について、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会(指定都市を含む。)においては、他の自治体から照会があった場合には円滑な情報提供に留意するとともに、関係自治体と連携して幼児児童生徒の安全確認に努める等、本件に係る児童福祉・母子保健主管部(局)等からの協力依頼に積極的に対応すること。

7. 家庭に対する支援

児童虐待の問題の未然防止や早期対応のために、家庭教育支援の取組を実施すること。教育委員会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員、家庭教育支援員等の地域の人材を活用し、家庭教育支援チーム(別添8)等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進に努めること。

(添付資料)

- 別添1 平成30年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(協力依頼)(平成30年10月23日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)
- 別添2 平成30年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
- 別添3 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について(通知)」(平成30年7月27日付け30文科生第332号、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局連名通知)
<http://katei.mext.go.jp/contents7/7-1.html>
- 別添4 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(平成27年7月31日付け27文科初第335号、文部科学省初等中等教育局長通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm
- 別添5 虐待リスクのチェックリスト
<http://katei.mext.go.jp/contents7/pdf/bettenn3.pdf>
- 別添6 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成30年7月20日付け府子本第760号、30文科初第601号、子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)

<http://katei.mext.go.jp/contents7/pdf/bettenn4.pdf>

○別添7 子どもを健康に育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

<http://sukoyaka21.jp/poster>

○別添8 リーフレット「つくろう！家庭教育支援チーム」

http://katei.mext.go.jp/contents4/pdf/H29_kateikyouikushien_team.pdf

(担当)

総合教育政策局地域学習推進課

家庭教育支援室家庭教育企画係

電 話 03(5253)4111(内線) 3488

FAX 03(6734)3718

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735



子 発 1023 第 1 号
平成 30 年 10 月 23 日

文部科学省総合教育政策局長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、貴府省庁等を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。平成 30 年度におきましても、別添「平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11 月を「児童虐待防止月間」と定めることといたしますので、貴府省庁等におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配慮をお願いします。

また、平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から 9,211 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添「平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の 4 に記載のとおり『未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴府省庁等並びに関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければならない。そのため、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目ない総合的な対策を更に進めることが必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、多くの民間団体や国・地方公共団体等関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止に向けた取組を推進し、その充実と定着を図ることが不可欠である。

このため、11 月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

『未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）』

音城 利紀さん（大阪府）の作品

※ 全国公募により選定

5. 期 間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 30 日（金）までの 1 か月間。

※ ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更可。

6. 主 唱 者

厚生労働省

7. 協力者

(1) 関係省庁等

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所（オブザーバー）

(2) 関係団体

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (一社) 全国認定こども園連絡協議会 | (特非) 子どもNPO・子ども劇場全国センター |
| (一社) 全国病児保育協議会 | 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク |
| (一社) 日本こども育成協議会 | 愛育研究所 |
| (一社) 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虹情報研修センター |
| (一社) 日本臨床心理士会 | 全国家庭相談員連絡協議会 |
| (一財) 児童健全育成推進財団 | 全国学童保育連絡協議会 |
| (公財) SBI 子ども希望財団 | 全国高等学校長協会 |
| (公財) 全国里親会 | 全国国公立幼稚園・こども園長会 |
| (公社) 全国私立保育園連盟 | 全国児童家庭支援センター協議会 |
| (公社) 全国保育サービス協会 | 全国児童自立支援施設協議会 |
| (公社) 全国幼児教育研究協会 | 全国児童相談所長会 |
| (公社) 日本医師会 | 全国児童養護施設協議会 |
| (公社) 日本看護協会 | 全国児童心理治療施設協議会 |
| (公社) 日本産婦人科医会 | 全国自立援助ホーム協議会 |
| (公社) 日本歯科医師会 | 全国人権擁護委員連合会 |
| (公社) 日本社会福祉士会 | 全国地域活動連絡協議会 |
| (公社) 日本小児科医会 | 全国乳児福祉協議会 |
| (公社) 日本助産師会 | 全国保育協議会 |
| (公社) 日本精神保健福祉士協会 | 全国保健師長会 |
| (公社) 日本PTA全国協議会 | 全国保健所長会 |
| (公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン | 全国母子生活支援施設協議会 |
| (福) 子どもの虐待防止センター | 全国民生委員児童委員連合会 |
| (福) 全国社会福祉協議会 | 全国養護教諭連絡協議会 |
| (福) 日本保育協会 | 全国連合小学校長会 |
| (特非) 家庭的保育全国連絡協議会 | 全日本私立幼稚園連合会 |
| (特非) 子育てひろば全国連絡協議会 | 全日本中学校長会 |
| (特非) 児童虐待防止全国ネットワーク | 日本私立小学校連合会 |
| (特非) 全国小規模保育協議会 | 日本私立中学高等学校連合会 |
| (特非) 全国認定こども園協会 | 日本弁護士連合会 |
| (特非) チャイルドライン支援センター | |

8. 平成 30 年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・ 児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
- ・ 関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会研修会等の開催

(3) その他、上記 2 の趣旨にふさわしい取組の実施

- ・ 行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
- ・ 電話相談等の相談援助活動の実施 等

9. 関係団体等の取組状況の公表

厚生労働省において調査した関係府省庁や関係団体等の平成 30 年度における児童虐待防止に向けた取組の実施（予定）状況について、厚生労働省ホームページ等において公表する。



30文科生第332号

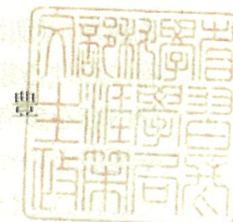
平成30年7月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省生涯学習政策局長

常盤



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

高橋道和



(印影印刷)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について（通知）

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成28年度には12万件を超えており、5年前と比べて倍増しています。また、児童虐待により年間約80人もの子供の命が失われています。

本年3月に東京都目黒区で発生した5歳（当時）女兒が虐待を受けて亡くなった児童

虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、今後の方向性について、関係府省庁と共有し、政府一体となって児童虐待防止対策に取り組むため、6月15日「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催されました。

この会議において、子供の命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）（別添1）が取りまとめられました。

文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）における適切な対応が図られるよう、厚生労働省等とも連携しながら取り組むこととしております。貴職におかれましても、緊急総合対策の趣旨を踏まえ、下記に掲げる取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

また、「平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）」（平成29年10月30日付け29受文科生第612号、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長連名通知）（別添2）においては、児童虐待の未然防止や早期対応のために、各教育委員会等における家庭教育支援の取組の実施をお願いしておりますが、緊急総合対策の趣旨及び内容を参考とした上で、引き続き、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や地域とのつながりづくり等の取組を推進いただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して、本通知を十分周知し、対応に遺漏のないよう御配慮願います。

なお、本緊急総合対策に関しては、厚生労働省より、下記参考資料に掲げる通知等が各都道府県・指定都市等に対して発出されています。都道府県教育委員会教育長及び指定都市教育委員会教育長におかれては、緊急総合対策の趣旨を踏まえ、本件に係る各都道府県・指定都市等からの協力依頼への積極的な対応をお願いします。

記

1. 各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告

各学校において、日常の幼児児童生徒の心身の状況の把握、スクールソーシャルワーカー等による教育相談等を通じて、児童虐待の早期発見に努めること。また、学校が就学時の健康診断実施の際に、「虐待リスクのチェックリスト」（別添3）を活用すること等により、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を把握した場合には、市町村、児童相談所等に情報提供を行うこと。教職員が児童虐待の早期発見に努めるに当たっては、3.

に記載の研修資料における「児童虐待を疑うポイント」を踏まえながら行うこと。

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと、また、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

2. 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。また、学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けて学校における児童虐待防止対策に係る担当者を明確化するなどして、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を推進すること。

あわせて、児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け府子本第760号、30文科初第601号、子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別添資料）（別添4）を踏まえ、適切な運用に努めること。

上記の定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

3. 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修を実施すること。その際、教育委員会等及び学校においては、「児童虐待防止と学校」、「養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」等の教職員用研修資料を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めること。

4. 啓発資料等の活用

体罰に依存しない育児が推進されるよう、教育委員会及び学校において、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(別添5)等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

5. 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握への協力

厚生労働省が平成30年7月20日に各都道府県等に対して発出した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について」(平成30年7月20日付け子家発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)(参考1)に基づき実施される調査について、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会(指定都市を含む。)においては、本件に係る児童福祉・母子保健主管部(局)等からの協力依頼に積極的に対応すること。

(添付資料)

別添1 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

別添2 「平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(通知)」(平成29年10月30日付け29受文科生第612号, 文部科学省生涯学習政策局長, 初等中等教育局長連名通知)

別添3 虐待リスクのチェックリスト

別添4 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成30年7月20日付け府子本第760号, 30文科初第601号, 子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官, 文部科学省初等中等教育局長, 厚生労働省子ども家庭局長連名通知)

別添5 子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

(参考資料)

参考1 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について」(平

成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

参考 2 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」(平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 5 号, 子母発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長, 母子保健課長連名通知)

参考 3 「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 4 号, 子母発 0720 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長, 母子保健課長連名通知)

【問合せ先】

生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室

TEL : 03-5253-4111 (内線 3073)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

TEL : 03-5253-4111 (内線 3298)

※以降の資料については省略。

詳細については下記の URL をご参照ください。

<http://katei.mext.go.jp/contents7/7-1.html>



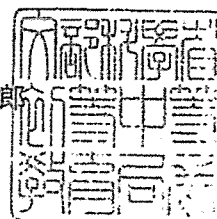
27文科初第335号

平成27年7月31日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次 郎



(印影印刷)

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び
児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習

条件を向上させる取組も行われているところです。

ついては、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記１．のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成２６年１２月２６日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料２）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記２．のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成２７年３月１６日付け総行住第３３号、２６初企第５３号、雇児総発０３１６第１号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

１．一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等につい

て、別紙1及び別紙2によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

(1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

については、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
- ・設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当

することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること

- ・公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成23年3月4日付け22初児生第65号）（参考資料3）に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(参考資料)

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載）を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(3) 児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の第5条第1項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及び

その教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

ついては、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日付け23文科初第1707号）（参考資料4）の別紙3に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

担当：初等中等教育局

児童生徒課 企画係

（電話）03-6734-3054

（FAX）03-6734-3735

※以降の資料については省略。

詳細は以下URLをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)
の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさけようとしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反動的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰らなかったり。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心でなかったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和 夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 住居の状態 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 サポート等の状況 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		

		様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが多く多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の子出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第13条の4の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒、保育所、認定こども園及び認可外保育施設に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を

標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく

事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記２（２）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば３か月に１度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

（２）児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校、保育所及び認定こども園から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合
市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

９ 個人情報の保護に対する配慮

- （１） 虐待防止法においては、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を

求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた（虐待防止法第 13 条の 4）。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条及び第 23 条においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければなら

ないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 15 日

各 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

児童福祉・母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

体罰によらない育児を推進するための啓発資材について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、このたび、平成 28 年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業（※1）により、体罰によらない育児を推進するための啓発資材「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」（以下「本啓発資材」という。）が作成されました。本啓発資材は、「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 28 年 5 月 26 日、参議院厚生労働委員会）による指摘（※2）を踏まえ、「子どものしつけには体罰が必要」という誤った認識・風潮を社会から一掃することを目的として作成されたものです。

つきましては、関係機関・団体の協力も得て、妊娠届出時の面談や、妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査、両親学級、育児相談等の様々な機会を捉えて本啓発資材を活用していただき、児童虐待のリスクの有無にかかわらず、広く国民に対する意識啓発に努めていただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村及び関係機関・団体へ本啓発資材を周知していただくようお願いいたします。

なお、本啓発資材は、「健やか親子 21（第 2 次）」のホームページ（<http://sukoyaka21.jp/poster>）に PDF 版と WORD 版の 2 種類を掲載しており、WORD 版については自治体名等を入力できるようになっています。両面印刷した上で、半分に折り、リーフレットとして御利用ください。

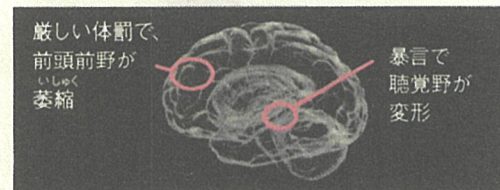
※1 「妊産褥婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」（研究代表者 立花良之）
「母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究」（研究代表者 山縣然太郎）

※2 「児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によらない子育てを啓発すること。」

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



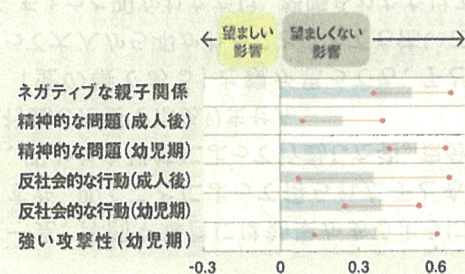
提供：福井大学 友田明美教授

- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

●「親による体罰」の影響



出典のデータを用いてグラフを作成

- ・親子関係の悪化
- ・精神的な問題の発生
- ・反社会的な行動の増加
- ・攻撃性の増加

(Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016)

既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！

国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。

子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口
または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。



子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、

子どもが言うことを聞いてくれなくて、

イライラすることもあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、

恐怖により子どもをコントロールしているだけで、

なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか

「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。

体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしまいましょう。

そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、

みんなで前向きに育んでいきましょう。

〇〇市〇〇課

愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

POINT

1

子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT

2

子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

POINT

3

爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



イライラしたときはクールダウン

深呼吸する、数を数える、窓を開けて風に当たるなど

POINT

4

親自身がSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦勞について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。



POINT

5

子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証しでもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。



つくろう!

家庭教育支援チーム

～地域の力で家庭や子供を支える～



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

家庭教育は、全ての教育の出発点です。

- －「生きる力」の資質や能力を身に付けていく上で、適切な家庭教育を受けることは、全ての子供にとって重要です。
- － 家庭教育支援チームは、地域の人材の力を生かして、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校・地域をつなげることで、家庭教育の充実をお手伝いします。
- － 文部科学省は、各地で活動する家庭教育支援チームを応援しています。

詳細については下記のHPをご覧ください。

家庭教育支援チームの紹介HP: <http://katei.mext.go.jp/contents4/index.html>

子供たちの未来をはぐくむ家庭教育(家庭教育支援全般のHP): <http://katei.mext.go.jp/index.html>

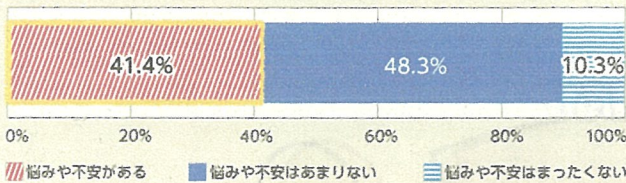
家庭教育支援



家庭教育・子育ての現状

● 子育ての悩みや不安

約4割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている。



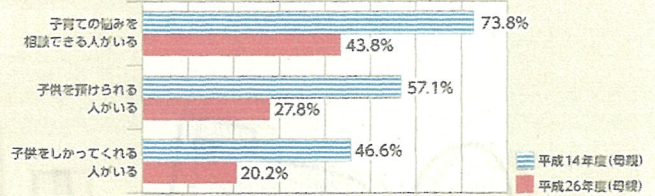
文部科学省委託調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実地等把握調査研究～（平成25年度）」

● 三世代世帯の減少、ひとり親世帯の増加

● 不登校等の児童生徒の問題行動

● 地域におけるつながりの希薄化

地域の中での子供を通じた付き合いが減少している。



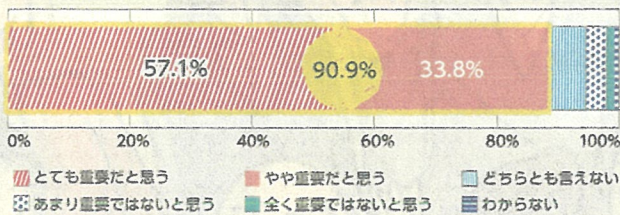
(注)UFJ総合研究所「子育て支援施策に関する調査研究」(厚生労働省委託)(平成14年度) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援施策に関する調査」(平成26年度)

● 家庭教育に困難を抱えた家庭の増加

● 孤立化による児童虐待リスク

● 子育てする人にとっての地域の支えの重要性

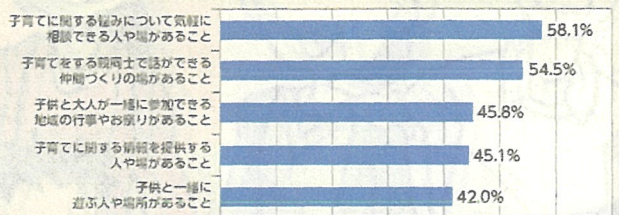
約9割の人が子育てについて地域の支えが重要だと思っている。



内閣府・家族と地域における子育てに関する意識調査(平成25年度)

● 地域で子育てを支えるために重要なこと

多くの人が子育てに関する相談や情報提供をする人や場、交流の場が重要だと思っている。



内閣府・家族と地域における子育てに関する意識調査(平成25年度)

地域の身近な存在として、保護者と同じ目線で寄り添う支援が必要

今、地域で家庭を支える家庭教育支援チームが求められています

文部科学省では、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、学校や保健福祉機関等とも連携しつつ、身近な地域において保護者への支援を行う家庭教育支援チームの設置や活動を促進しています。

● 家庭教育支援チームとは？

構成員

地域の実情に応じて、子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成します。

(例：子育てサポーター、教員OB、幼・小・中・高PTA関係者、民生委員・児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士など)

主な業務

地域のニーズに対応し、以下の取組を中心とする多様な支援を行います。

- (1) 保護者への学びの場の提供(学習機会の提供や情報提供、相談対応)
- (2) 地域の居場所づくり(親子参加型の体験型プログラムの実施、情報提供や交流の場の提供)
- (3) 訪問型家庭教育支援(家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応)

● 家庭教育支援チームを形成するには？(下記は一例です。)

地域人材の発掘

講座のファシリテーターや子育て相談等の個人活動を行っている地域人材を発掘



リーダーの養成

都道府県・市区町村においてリーダーの養成講座や研修を実施

リーダー

運営体制の構築

チーム運営のルールづくりや活動拠点の確保、関係機関等への働きかけ

運営ルール

業務の明確化、設置要綱、委嘱手続等

活動拠点

小学校の空き教室、公民館、児童館等

チームの形成

行政がサポートしながら地域のニーズに応じた人材でチームを形成



○プロセス例1：都道府県が養成した子育てサポーターを核に設立。 ○プロセス例2：既存団体(NPOやママ友サークル等)と行政が連携。



家庭教育支援チームの活動事例

地域の実情や保護者からのニーズ、チーム員の得意分野に応じて、創意工夫のある様々な支援活動が行われています。

● 事例 1：学びの場を提供します(こもんず/千葉県千葉市)

活動内容 臨床心理士、スクールカウンセラー、保健師、保育士等を講師に招き、学校行事やPTA活動に併せて講演会や自主講座を開催することで、乳幼児から小・中学生の子供を持つ保護者に、家庭教育について学ぶ機会を提供している。

効果 就学時健診に併せて講座を実施する等、多くの保護者が集まる機会に適切な情報を届けることができた。参加者からは、子育ての不安が解消した等の声が寄せられている。また、開催日時の検討や祖父母向けの講座の開催により、父親、祖父母等の家庭教育への参画を促進している。

活動拠点 小学校、公民館

メンバー 子育てサポーター、保育士、臨床心理士 等



〈就学時健診時講座の様子〉

● 事例 2：親子の交流の場を提供します(スマイルエンジェル/宮城県石巻市)

活動内容 月に数回、仮設住宅の集会所等で子育てサロン「いっしょクラブ」を開催している。子供たちがボランティアと遊んでいる間、母親は親同士やボランティアとの交流を楽しみ、リフレッシュできる場を提供している。また、参加者のニーズに応じた活動(水遊び、遠足、芋煮会)を取り入れている。

効果 「いっしょクラブ」へ参加する親子は年々増えており、平成26年度は親子合わせて743人、親子317組(22回開催)が参加した。参加した親子からは、親子で楽しみながら仲間づくりもできると好評である。また、スタッフと気軽に子育てについて相談できて参考になるという声も多く聞かれる。

活動拠点 公民館

メンバー 子育てサポーターリーダー、一般ボランティア 等



〈親子でアクセサリー作り開催時の様子〉

● 事例 3：家庭訪問による相談支援を行います(スマイル・サポートチーム/大阪府泉大津市)

活動内容 教育支援センターを拠点に、学校園からの依頼を受け、ケース会議で支援の役割連携を確認した上で、家庭教育支援サポーターが家庭に訪問する。サポーターはカウンセリング知識を生かして子育てに関する不安や悩み等の本音を引き出し、保護者のエンパワーメントを図っている。

効果 保護者を支援することで子供が落ち着きを取り戻し、問題行動等の改善につながっている。平成26年度に関わった家庭の不登校児童生徒の約4割に学校復帰等の改善が見られた。また、サポーターが家庭と学校(先生)をつなぐ潤滑油となり、関係が改善された事例も数多くあった。

活動拠点 教育支援センター

メンバー 家庭教育支援チームリーダー、家庭教育支援サポーター 等



〈サポーター会議の様子〉

● 事例 4：学校や地域の力で家庭教育を支援します(ヘスティア/和歌山県橋本市)

活動内容 講座部・家庭訪問部・広報部に分かれて活動を行い、多様な地域人材がそれぞれの得意分野を生かした地域のネットワークづくりを推進している。講座等の開催や家庭訪問支援の実施にあたっては、教育委員会や学校、保健福祉部局等の関係機関と連携しながら活動を行っている。

効果 継続的に訪問することで保護者からの信頼を得て、学びの場・交流の場への参加につなげていくことができた。また、講座に参加した人がチーム員として活動するようになり、訪問家庭の保護者が地域の子育てサークルを活性化する人材になるなど支援の循環という効果も現れている。

活動拠点 教育委員会

メンバー 元教員、児童・民生委員、母子保健推進委員 等



〈親子と一緒に作って食べよう!講座の様子〉

● 事例 5：「早寝早起き朝ごはん」を推進します(釧路市家庭教育支援チーム/北海道釧路市)

活動内容 市独自のシンボルマークを使った望ましい生活習慣を啓発するポスター・リーフレット等を作成し、各学校・幼稚園等で開催する生活習慣に関する講座で活用することにより、保護者への普及啓発を行っている。

効果 啓発資料を活用した家庭教育に対する意識喚起及び家庭教育講座の実施により、家庭における子供の生活習慣づくりの大切さや生活習慣と体力や学力の関係性などについて保護者の意識や理解が深まってきている。

活動拠点 教育委員会

メンバー 保健師、指導主事、スクールソーシャルワーカー 等



シンボルマーク



〈幼稚園での体力づくり講座の様子〉



家庭教育支援チームの設置や活動に対する国の支援

●チームの登録制度

各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省では家庭教育支援チームの登録制度を実施しています。

登録されたチームはロゴマークを使用することができます。また、登録されたチームを下記ホームページで紹介しています。

■子供の未来をかくむ家庭教育ホームページ

<http://katei.mext.go.jp/index.html>

家庭教育支援チームのロゴマーク



家庭教育支援チーム

コンセプト

「温かく包む支援の輪」

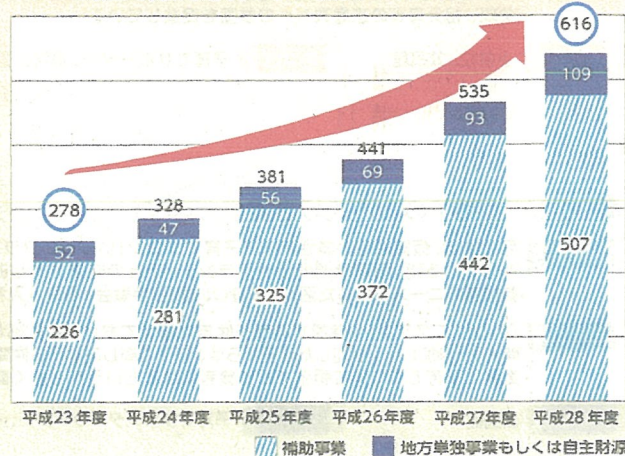
地域の人々の支援の輪が、子供や保護者の方を温かく包み込むイメージを体現したロゴマークです。

●補助事業による推進

地域における家庭教育支援総合推進事業（1/3 補助）において、地方自治体が実施する家庭教育支援チームの組織化及び支援活動に係る経費を補助しています。

●家庭教育支援チーム数の推移

チーム数は制度発足以降毎年増加しています。



家庭教育支援の推進

家庭教育は、子供に基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うものです。教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定しています。

文部科学省では、同法及び教育振興基本計画に基づき、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の人材を活用した家庭教育支援チーム等による家庭教育支援の取組を推進しています。

●教育基本法(抄)

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図るための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しています。



「早寝早起き朝ごはん」全国協議会ロゴマーク



◀小学生向けパンフレット



◀中高生等向けパンフレット

